

2022 SL カートミーティング

あづみ野チャレンジカップ KART レース

2022年2月25日改定

公 示

本大会は、FIA 国際モータースポーツ競技規則、国際カート規則ならびにそれに準拠した、JAF 国内競技規則、JAF 国内カート競技規則、2022年 SL カートミーティング規則書および本大会特別規則書に従って開催される。

第1章 総 則

第1条 競技会の名称

SL カートミーティング あづみ野シリーズ
あづみ野チャレンジカップ

第2条 競技種目

スプリントレース

第3条 競技会の格式

クローズド競技会

第4条 ■開催場所

サーキットあづみ野

〒399-8604 長野県北安曇郡池田町大字広津 4108

TEL 0261-62-0245

■受付事務所

〒399-8201 長野県安曇野市豊科南穂高 1622-2 F-1 パーク内

TEL 0263-72-6801 Fax 0263-72-6801 (9時～18時まで)

E-mail kart@circuit-azumino.com

URL http://www.circuit-azumino.com

第5条 オーガナイザーの名称と住所

(有) サーキットあづみ野

〒390-0312 長野県松本市岡田松岡 116-3

TEL 0263-46-4412

第6条 大会競技役員

競技長	技術委員長
計時委員長	コース委員長

第7条 競技クラス区分

開催クラス ジュニアクラス・YAMAHA カデットオープン・YAMAHA SS・GX-4・エンジョイクラス
ジュニアクラスとYAMAHA カデットオープンクラス、
YAMAHA SSクラスとエンジョイクラスはそれぞれ混走となる場合がある。

第8条 タイムテーブル

開門	7:30
受付	8:30～9:00
ドライバーズブリーフィング	9:15～9:30
公式練習 GX-4、ジュニア、YAMAHA SS	9:40～各クラス約10分
タイムトライアル	10:40～各クラス約5分
予選第1ヒート	11:10～
予選第2ヒート	13:00～

決勝ヒート
表彰式

13:45～
15:00～

第2章 参加申し込み

第9条 参加定員

- (1) 参加受付台数は原則、各クラス先着 18 台までとする。
- (2) エントリー締め切り時点で、参加台数が 3 台未満の場合は、当該クラス不成立とする。

第10条 参加資格及び参加料

- (1) JAF、SL カートライセンスを所持、またはコースライセンスを所持していること。
- (2) GX-4 クラスへの参加年齢は当該年度小学 6 年以上とする。
- (3) YAMAHA SS クラスへの参加年齢は当該年度小学 6 年以上とする。
- (4) ジュニアクラスへの参加はサーキットが認めた者に限る。
- (5) YAMAHA カデットオープンへの参加年齢は当該年度小学 2 年以上とする。
- (6) 未成年者の参加資格は親権者の出場承諾書及び捺印が必要。
- (7) ジュニア ¥9,500- YAMAHA カデットオープン ¥11,500- YAMAHA SS ¥12,500- エンジョイクラス ¥12,500-
GX-4 ¥11,500-
上記エントリーフィーの中にピット 1 名分の登録料を含む。ピットクルー追加 1 名 登録&保険料 ¥1,000
- (8) YAMAHA カデットオープン、YAMAHA SS クラスに出場するドライバーは当該年有効な SL ライセンスを所持
および SLO スポーツ安全保険に加入しなければならない。2022 年 SL メンバーズブックを所持している事。
- (9) ジュニアクラス・GX クラスの車両レンタルは別途 ¥2,500- 支払うこと。

第11条 参加申し込み方法・場所及び受付期間

- (1) 申し込みは、上記受付事務所、F-1 パークとする。
- (2) 競技会開催 5 日前（電話・Eメール・FAX）
- (3) 申し込みに必要な書類（当日）
参加申込書、競技会参加に関する誓約書、未成年出場承諾書、車両申告書、ライセンス。

第12条 シャシー及びエンジンの登録

競技に使用するシャシー、エンジンは車両申告書に登録済みのもの。

第13条 参加の受理と参加拒否

- (1) 参加申し込み者に対して大会事務局より参加受理又は参加拒否が通知される。
- (2) 参加を拒否された申し込み者に対しては参加料が返還される。
- (3) 参加を受理后、参加を取り消す申込者には、当日キャンセルはエントリー費の全額、前日、前々日の場合は半額を返還もしくは支払う事とする。
- (4) FAX エントリーは参加の取り消しが出来ないと共に、参加料は本人が責任を持って支払いをすること。
- (5) 競技会開催 5 日前以降のエントリーは遅延エントリー金 500 円を徴収する。
- (6) 体調不良、発熱など、新型コロナウイルス感染が疑われる症状がある場合に限り、キャンセル料金は不要とする。但し、詳細を事務局にしっかりと報告して虚偽説明の無いようにすること。

第3章 参加車両規定

第14条

(1) エンジン登録

競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは車両登録申告書に登録済みのものとする。

エンジン 1 基、シャシー 1 台、タイヤ（ドライ・レイン共に）1 セットとする。

※エンジンが故障・破損した場合には技術委員長承認のもと交換することが出来る。交換した場合は最後尾

① YAMAHA SS, YAMAHA カデットオープン

2022 SL カートミーティング規定に順ずる。その他は別表の車輛規定を参照。

②ジュニアクラス

- 1 エンジン：YAMAHA カデットオープンもしくはそれ以下の物を使用すること。
- 2 タイヤ：銘柄 自由 コンパウンド SLJ

レース時、ドライタイヤ・レインタイヤの使用は競技長の指示で決定する。

※上記以外の詳細規則に関しては「あづみ野チャレンジカップ」のローカルルールを適用し、その判定は車検長及び競技長の合議により決定する。

③ GX-4 クラス

- 1 エンジン：ホンダ GX160

- (1) ガバナ装置の取り外し（エンジン内部を含む）は可。アクセルレバー、リンケージの変更は自由。
- (2) 乾式クラッチ 19丁～21丁 チェーン 219 使用。
- (3) 燃料供給装置は自由。（落下式、パルスポンプ、電磁ポンプ）
パルス取り出しのためのインシュレーターの交換、加工を許可する。
- (4) プッシュロッド 14410-Z4M-000 への交換、および関連するパーツの交換を認める。
- (5) バルブスプリング 14751-ZH8-940 への交換を認める。
- (6) エンジンを整備する際のバルブの擦り合わせや、部品を組み付ける際のバリ取り、アタリのボカシ等最低限必要な メンテナンスは可。ただし、出荷時本来の形状を崩すような加工は一切不可。ホーニングやリユーターを使つての加工は不可とする。
- (7) タイプの違う（刻印にて判別）エンジンの部品への交換は基本的に禁止とする。（旧型と新型の違いを含む）
ピストン、ピストンリングはタイプの合う純正部品でも、オーバーサイズの使用は禁止とする。
例）旧型エンジンに新型エンジンのヘッドガスケットは使用禁止。
- (8) 上記以外の改造、部品交換は基本的には禁止とする。チェーンガード取り付け用のステー追加などは可とする。ただし、部品生産中止などによる場合はこの限りではない。

- 2 キャブレター：純正品、一切の改造は認めない。但しメインジェット、パイロットスクリュウの交換は認める（品番指定）

メインジェット 99101-ZH8-0650 #65 -0680 #68 -0700 #70 -0720 #72

パイロットスクリュウ 16016-ZE0-005

- 3 エキゾーストパイプ：主催者の認める物とする。
- 4 マフラー：YAMAHA KT100S 純正の 7YA の刻印のある物。ジョイント部は 100mm 以内とする。
- 5 エアクリナー：純正品のみ、乾式または湿式を必備。
- 6 タイヤ：銘柄

ドライ F, R : SL-FD

レイン F, R : SL94, SL-W2, SL03

※上記以外の詳細規則に関しては「あづみ野チャレンジカップ」のローカルルールを適用しその判定は車検長及び競技長の合議により決定する。シーズン中にエンジン規定に関して変更する場合もある。

④エンジョイクラス

2021 SL カートミーティング規定に順ずる。その他は別表の車輛規定を参照。

⑤全クラス

(1) シャシー、タイヤ、スーツ規定

クラス	シャシー	タイヤ	重量	オイル	ノイズBOX	レインタイヤ	リストレクター
ジュニア	ジュニア用	自由	自由	自由	必備	自由	自由
YAMAHA	SL0 登録	ヨコハマ	110Kg	FormulaKT	YAMAHA	ヨコハマ	14.5mm

カデットオープン	シャーシ	SL-J(ADJ)		2CR	純正	SL03	
YAMAHA SS	一般市販	BS SL17	145Kg	FormulaKT 2CR	YAMAHA 純正	BS SL94	26mm 787-13586-01
GX-4	一般市販	DL SL-FD	135Kg	自由	ホンダ 純正	SL94 SL03 SL-W2	—
エンジョイ	一般市販	BS SL17	145Kg	FormulaKT 2CR	YAMAHA 純正	BS SL94	26mm 787-13586-01

(1) マフラー規定

YAMAHA 純正マフラーを使用すること。

(2) インレットサイレンサー（ノイズ BOX）規定

カート全クラス必備とし、CIK/FIA(FMK)公認のインレットサイレンサーを取り付けること。

YAMAHA カデットオープン、YAMAHA SS クラスは YAMAHA 純正のみ使用可。7YA-14410-01 品番指定。

GX-4 クラスはホンダ純正エアクリーナー必備。

(3) ジョイントキャブレター規定

YAMAHA SS クラスは YAMAHA 純正のみ使用可。787-13586-01 品番指定。（オレンジ色の物は使用不可）

(4) オイル規定

YAMAHA SS クラス、YAMAHA カデットオープンクラス、エンジョイクラスは YAMAHA Formula KT 2CR のみ使用可能。

(5) ガソリンキャッチタンク規定

ガソリンタンクに取り付けられているエア抜き用バルブのホースにガソリンキャッチタンク装着を義務づける。その容量は 150cc 以上とする。全車両必備。GX-4 クラスの純正タンクを使用している場合は不要。

第15条 カート

本規則第3章、第14条に規定するエンジンを搭載した車。＜JAF 国内カート競技車両規則＞に合致する車両とし、以下の規定を満たすこと。

- (1) ブレーキは、フットペダルによって両方のリヤホイールに同時かつ有効に作動しなければならない。ブレーキペダルからマスターシリンダーには有効な補助ワイヤー等を取付ける事を必備とする。
- (2) 競技ナンバーは車輛の前後に必ず取り付けること。色などは自由。車輛にほかのナンバーが記載されている場合はかならず隠すこと。
- (3) フロントバンパー、およびリアプロテクションは必備とし、取り付け方法は＜JAF 国内カート競技車両規則＞に従うこと。GX クラス、ジュニアクラスのリアプロテクションについては車検長の判断に従うこと。
- (4) チェーンガードは必備とする。フルカバー推奨。取り付け方法は＜JAF 規則＞に従うこと。
- (5) フェンダー、ホイール、キャブレター等に作用するガード類の取り付けは一切禁止する。但し、雨天の場合のキャブレターガード、吸気音低減を目的としたインレットサイレンサーガードはこの限りでない。
- (6) 競技に使用するタイヤは、スリック、レインタイヤともグルーピングは一切禁止する。各クラスのドライ、レインタイヤは各1セットとし、車検時登録、もしくはタイムトライアル終了時登録の物に限る。ただし不慮のトラブルの場合に限り技術委員長の承認のもと1本のみ、交換が認められる。ジュニアおよび YAMAHA カデットオープンはレース時、ドライタイヤ・レインタイヤの使用を競技長の指示で決定する。
- (7) 排気装置については、＜JAF 国内カート競技車両規則＞に従うこと。
- (8) 車両重量を満たすためのバラストを積む必要があるときは、すべて固形材料を用い、最小直径 6mm 以上のボルト 2 本を用いてシャーシ、シートにとりつけなければならない。GX クラスは除外とする。
- (9) 発信機の取り付けは、指定された位置、および指定の主催者が許可したステーに取り付ける事。

- (10) シートストッパーワッシャー「JAF 国内カート競技車両規則」に基づき、全てのシートはシャーシーの主柱との取付点に金属やナイロン製の補強材の備え付けを必備とする。
- (11) タイヤ位置はドライ・ウェット問わず前後輪ともカウル外装品とリアプロテクションの一番外側から 1mm 以上、外に出ている事。但し GX-4、ジュニアクラスは対象外とする
- (12) 車載カメラの取り付けについては、必ず主催者側に申告する事。主催者に映像の提出を求められた場合は速やかに提出する事。

第16条 公式車両検査

- (1) <カート競技会参加に関する規定>に基づき車両検査が行われる。その際非合法な部分が有りながらも、なお技術員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに対する疑義が生じた場合は旗の指示を受ける場合がある。
- (2) 車両検査の日時及び場所は通常の場合とし、それ以外の時は公式通知により示される。
- (3) ドライバーは公式車検に立ち会わなければならない。
- (4) 次の物は競技中、携行又は着用していなければならない。
○ドライバーライセンス ○競技用スーツ ○ヘルメット ○グローブ ○シューズ ○健康保険証
- (5) <カートレース競技会運営に関する規則>に基づき各ヒート終了後、定められた場所で計量が行われる。
- (6) 音量規制については<JAF 国内カート競技規則>及び当コース規定に従う。

第4章 競技に関する事項

第17条 公式練習

- (1) <カートレース競技会運営に関する規則>に基づき公式練習を行う。
但しピットアウトしたのち、どの場所で停止した場合でも 公式練習に参加したものと認める。
公式練習に参加しなかったドライバーは、タイムトライアルのタイムに2秒のペナルティーを加算する。
- (2) レース成立台数は、公式練習時3台以上とする。当日のキャンセル等で成立しない場合は、レースは行うがシリーズとしての成立はしない。

第18条 タイムトライアル

- (1) 全てのドライバーはタイムトライアルに参加しなければならない。
不参加の場合はタイムトライアル失格とし予選第1ヒートは最後尾とする。
- (2) タイムトライアルの出走順は特に指定せず全てのクラスで規定時間計測を行う。
台数の多い場合、出走台数は競技長の判断により決定する。
- (3) ウォーミングアップ中(スタート前)に車両が停止し自力でスタートできない場合の再トライは認めない。
- (4) タイムトライアルをそのほかの方法で行うときは、公式通知によって示される。

第19条 レース方法

レースは、予選2ヒート、決勝1ヒートとし、決勝の結果により最終順位を決定する。
GX-4クラスのみ予選1ヒート、決勝Ⅰ、Ⅱの1DAY2レース方式となる。
全クラスそのほかの方法で行う場合は公式通知により示される。

第20条 予選ヒート

- (1) 予選ヒートの、グリッドポジションはタイムトライアルの結果による。予選1、2ヒートの両ヒート共、旧全日本選手権方式のポイント制とし、合計ポイントが多い順で決勝ヒートのグリッドポジションが決定される。
- (2) GX-4クラスは予選ヒートを1回行う。

第21条 決勝ヒート

- (1) 予選を通過した者のみで行う。最大18台
- (2) グリッドポジションは予選ヒートの合計ポイントが多い順とする。
- (3) 周回数は公式通知により示される。

- (4) GX-4 クラスは予選の順位にて決勝Ⅰのグリッドが決定される。
- (5) GX-4 クラスの決勝Ⅱのグリッドは、決勝Ⅰの順位の逆グリッドで行う。

第22条 スタート

- (1) スタートは、ローリングスタートとしくカートレース競技会運営に関する規則>を適用する。
- (2) ローリング中、各ドライバーはオーガナイザーが定める区間での追い越し、及び割り込みは禁止される。これに違反した者にはペナルティーを課す。
- (3) ローリング中スピン又はピットイン、エンジンストップで大きく遅れた場合は最後尾につかなければならない。
- (4) スタートフラッグが振られ、先頭のカートが1周し、コントロールラインを通過する前にスタートラインを越える事が出来なかったカートはそのヒート失格とする。
- (5) ローリング中ピットに入っている間にスタート旗が振られた時は、そのカートは当該ヒート失格とする。

第23条 信号旗及び信号機

<カート競技会運営に関する規定>に従うこと。信号LEDを信号旗の補助として使用する。(別紙参照)

第24条 給油

<カート競技会参加に関する規定>に従うこと。

第25条 レース終了

レース着順1位の者がフィニッシュライン通過後2分以内にカートが自力で同ラインを通過した者までに対し、チェッカーフラッグが振られる。

第26条 車両保管及び再車検

- (1) レース終了後、技術委員長の指示により車両保管及び再車検が行われる。
- (2) 車両保管の時間はレース終了後30分以上とし所定の場所で行われる。車両保管解除後エントラントは速やかに引き取らなければならない。
- (3) 技術委員長はスタートした全ての車両に対して検査の権限を持ち、指示を受けたエントラントもしくはその代理人が、責任を持って車両の分解、組立を行わなければならない。但し、検査車両には、関係役員、エントラント、及びドライバー以外は立ち会う事が出来ない。
- (4) 本条項の検査に応じない場合は失格とする。
- (5) 上記条項の違反者には大会審査委員会の決定するペナルティーが課せられる。

第27条 ピットクルー及びピット

- (1) ピット内及びピット前作業エリア内で作業できるのは、当該クラスに出場しているドライバー及びピットクルーのみとする。
- (2) ピットクルーの行為については<カート競技会参加に関する規定>に基づくが、レース中における場合はドライバーの直接統括の責任があるものとする。ピットクルーによる規則違反で当該ドライバーに対し黒旗の指示となる事がある。
- (3) ピットにおいては特別許可の無い限り火気及び発火物の使用を禁止すると共に、消火器の携行を義務づける。

第28条 ピットサイン

走行中のドライバーに対しピットクルー1名がプラットホームよりピットサインを送ることが出来る。

第29条 完走

規定周回数の1/2以上を完走し、かつチェッカーを受けなければならない。

第30条 順位の設定

- (1) レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。
 - 1 チェッカーを受けた完走者(規定周回数の1/2以上を完了。チェッカーを受けた者)
 - 2 チェッカーを受けない未完走者(規定周回数の1/2以上を完了。チェッカーを受け無かった者)
- (2) 未完走者(チェッカーに関わらず、規定周回数の1/2以上を走行していない者)
- (3) 同周回の場合は、その周回を先に完了した者を優先する。

7台	9	7	5	4	3	2	1												
6台	8	6	4	3	2	1													
5台	7	5	3	2	1														
4台	5	3	2	1															
3台	3	2	1																
2台	2	1																	
1台	1																		

(2) ポイントは決勝ヒート完走者のみ与えられる。

GX-4 クラスは決勝Ⅰ、決勝Ⅱの両ポイントが加算される。

ジュニアクラス、エンジョイクラスは参加台数により、得点変動する。

シリーズポイントは全戦有効とし、かつ最終戦に出場しなければならない。

最終戦には1.5倍のポイントが加算される。(GXクラスは決勝Ⅰ、Ⅱ共に1.5倍)

総合ポイントが同ポイントの場合は、上位入賞回数が多い者、次に出場回数の多い順に決定される。

(3) 年間の総合ポイントにより、シリーズチャンピオンを決定し、11月27日(日)夜、松本駅前にて、サーキットあづみ野・合同表彰パーティーでシリーズ表彰を行う予定ですが、新型コロナウイルスの影響も考えられるため、開催は未定とさせていただきます。

シリーズの賞典は、上位3名の入賞者に授与される。

但し、各クラス年間総参加台数が30台未満の場合は、シリーズ賞に制限がある。

(4) 参加台数不足のため不成立になったクラス(2レース中止)は、シリーズ表彰を行わない。

(5) YAMAHA カデットオープン、YAMAHA SS クラスチャンピオンには、YAMAHA KT エンジンが授与される。

第36条 広告に関する事項

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告について、オーガナイザーは次のものに関し抹消する権限を有し、ドライバーはこれを拒否することが出来ない。

(1) 公序良俗に反するもの

(2) 政治、宗教に関係したもの

第37条 ペナルティー(罰則)

(1) ペナルティーは競技長の判断で決定する。別紙ペナルティー一覧を参照。

(2) レース当日のドライバーズミーティングよりエントラント、ピットクルーの規則違反はドライバーへのペナルティーとして課せられる場合がある。

(3) ドライバーサインは下記の通りとし、これを怠った者に対してはペナルティーを課す。

1 コース上で停止した場合のサインは、両手を頭上高く上げる。

2 ピットイン、ピットアウトのサインは、片手を頭上高く上げる。

3 ミススタート旗が示された場合は片手を頭上高く上げスピードダウンして元のローリングポジションに戻りローリングを行う。

(4) 大会競技中の違反に対するペナルティーは競技長が大会審査委員会に諮り審査委員会によって決定される。

(5) 大会審査委員会は状況により、罰則を軽減又は強化する事が出来る。

(6) 車載カメラの映像を主催者が見てペナルティーを判断する場合がある。

第38条 コース復帰及びリタイヤ

(1) 公式練習、タイムトライアル、レース中(ローリングを含む)、コース上で停止した場合は、他を妨害すること

なく再発進出来る場合に限りレースに復帰できる。但しYAMAHA カデットオープン、ジュニアクラス、女性の場合は、ピットクルーが1名補助に入ることを許可する。

- (2) 公式練習、タイムトライアル、レース中（ローリングを含む）のリタイヤしたドライバーは、車両を安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまで自分の車両を離れてはならない。その際安全のためヘルメットの装着を義務づける。

第39条 競技会の延期、中止、及び取り止め

カート競技会組織に関する規定第6条に基づきオーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の一部もしくは全部を延期、中止又は取りやめることが出来る。イベントの全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、エントリーフィーは全額返還される。尚、エントラント及びドライバーはこれによって生ずる損失についてオーガナイザーに抗議する権利を有しない。さらにオーガナイザーは大会審査委員会の承認を得てイベントの内容を変更する権限を併せて保有するものとする。これに対する抗議は一切認められない。

第5章 その他一般事項

第40条 損害の補償

- (1) 参加者は参加車両及びその付属品並びにレース場の施設、機材、器具に対する補償の責任を負うものとする。
- (2) エントラント、ドライバー、ピットクルーはコース所有者、オーガナイザー及び大会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承していなくてはならない。

第41条 誓約書の署名

エントラント、ドライバー、ピットクルーは参加申し込み用紙に記載された誓約文に署名、捺印しなければならない。

第42条 本規則の解釈

本規則並びに競技の細則に関する疑義については大会事務局宛に質疑申し立てができる。

この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとして示される。

第43条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

- (1) 参加申し込みの受付に際してその理由を示すことなく参加者、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- (2) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- (3) やむを得ない理由により公式プログラム又は参加名簿の印刷に間に合わなかったドライバーの指名登録又は変更について許可することが出来る。
- (4) 全ての参加者、ドライバー、ピットクルー、及びその参加車両の音声、写真、映像等、報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することが出来る。
- (5) サーキットあづみ野での音声、写真、映像等をSNS、Youtubeなどで発信する場合、サーキット又は参加者、観客、関係者への批判的な内容は禁止とする。また確認され指摘された場合は、削除をすること。

第44条 保険の義務

- (1) YAMAHA カデットオープン、YAMAHA SS クラスに出場するドライバーは有効なSL0 スポーツ安全保険に加入しなければならない。
- (2) 上記以外のドライバーは「サーキットあづみ野・スポーツ安全保険」の加入を強く推奨する。
(当サーキットスポーツ保険加入・保険内容については、別紙、およびホームページを参考)
- (3) あづみ野スポーツ安全保険に加入していないドライバーは、個人でイベントに適應する保険への加入を強く推奨する。
- (4) 保険未加入者については、走行及び見学など、全ての練習および、イベント内での出来事に関連して起こった死亡、負傷、その他事故および損害について、全て自己責任とし、決して(有)サーキットあづみ野ならびにそれらの従業員、係員、または他の走行者、入場者に対して非難・責任追及・損害賠償・訴訟など一切起こさない事とする。

また万一、自分が事故を起こした場合は、事故に起因する全ての賠償責任を負う事とする。

■ サーキットあづみ野 スポーツ安全保険のご案内 ■

サーキット走行の際、いざというときの為に保険加入をお勧めいたします。

加入しなくても走行はできますが、その場合、サーキットに対し、一切の保険金・治療費・見舞金などの請求はできません。

(1) 保険料金

- 大人（高校生以上） 2400 円
子供（3月31日で15歳以下） 1300 円

(2) 保険適応条件

被保険者がサーキットあづみ野、あづみ野 F-1 パークを走行中（練習・レース）またはイベント開催日の往復中に、急遽で偶然な外来の事故により被った傷害。（日射・熱中病及び細菌性・ウィルス性食中毒を含む）による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。

(3) 保険期間

4月1日午前0時～3月31日午後12時まで
途中からの申し込みも料金は一律となります。

(4) 保険加入にあたり

随時加入可能。保険加入手続きをしてから保険適用まで約1週間の時間がかかります。お早めにお申し込みください。

(3) 料金・加入区分

加入区分	保険料合計	死亡保障	後遺障害	入院（1日）	通院（1日）
大人	2400 円	2000 万円	3000 万円	4000 円	1500 円
子供	1300 円	2000 万円	3000 万円	4000 円	1500 円

以上